

## 財産を交付した者の定めた用途の公表

認定法施行規則第22条第5項第2号に基づき以下のとおり公表します。

イ 当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあっては、これらの者の名称）

財団法人真鍋奨学財団

ロ 当該財産を受け入れることとなった日（当該財産が寄附により受け入れたものである場合にあっては、当該財産を受け入れた日）

平成22年3月24日寄附金受け入れ

ハ 受け入れた財産の額の合計額

50,000,000円

ニ 当該財産を交付した者の定めた用途の内容

医学発展、特にアレルギー・リウマチ・免疫・温泉気候物理医学分野発展のため  
公益事業に使用する目的で財産を取りくずして役立てて頂きたい。

ホ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容なし。